

うるま市飼い主のいない猫用保護器貸出要領

制定 令和8年7月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、うるま市が所有する飼い主のいない猫用保護器（以下、保護器という。）の貸出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の目的)

第2条 うるま市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施す場合にのみ、貸出するものとする。なお、個人又は法人が飼育する動物の捕獲目的で貸出すことはできない。

(貸出対象)

第3条 保護器の貸出を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 自治会
- (2) うるま市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領（令和8年7月1日制定）の規定に基づき、市に登録された団体
- (3) その他、市長が認める者

(貸出要件)

第4条 保護器の貸出を受けようとするも者は、次の各号に掲げる要件のいずれかであること。なお、いずれの要件も、保護器の設置場所について、土地所有者等の承諾が得られていること。

- (1) うるま市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）を申請して不妊手術を実施すること。
- (2) 市長が特に必要と認める不妊手術に関する事業であること。

(保護対象)

第5条 保護対象はうるま市内に生息する飼い主のいない猫のみとする。保護対象以外の動物を誤って捕獲した場合には速やかに放獣しなければならない。

(貸出の申請)

第6条 保護器の貸出を受けようとする者は、「うるま市飼い主のいない猫用保護器貸出許可申請書（様式第1号）」を市長に提出しなければならない。なお、提出する際には記載された遵守事項を確認し、同意をしているものとする。

(貸出の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を確認し、適正であると認めるときは、保護器の貸出を行うものとする。

(貸出期間)

第8条 保護器の貸出期間は、1回の申請につき原則として1か月以内とする。

(貸出及び返却方法)

第9条 保護器の貸出及び返却の場所は、うるま市役所環境政策課（以下「担当課」という。）とする。

2 保護器の貸出及び返却の際には、担当課の職員の確認を受けなければならない。

(費用負担)

第10条 保護器の貸出料は、無料とする。

(保護器の返却及び利用報告)

第11条 保護器の貸出を受けた者（以下、借用者という。）は、使用した保護器等を洗浄及び消毒したうえで、返却しなければならない。なお貸出期間最終日が閉庁日であった場合、翌開庁日の返却を可能とする。

2 借用者は、保護器を返却する際に、「うるま市飼い主のいない猫用保護器利用報告書（第2号様式）」を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 借用者は、その責めに帰すべき事由によって、保護器を紛失し、形状変更し、損傷し、又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

2 保護器の使用により、借用者が被った被害及び借用者が第三者に与えた損害に関しては、借用者がその責任を負うものとする。

(免責)

第13条 市長は、保護器の貸出に起因するすべての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。